

第一章 名称

第 1 条 本部は、中部大学写真部と称する。

第二章 目的

第 2 条 本部は、社会における学生文化活動の位置付け、及び、個人の主体性の確立。写真の芸術性の追求を目的とする。

第三章 組織

第 3 条 本部は、中部大学の学生を写真部員として登録した者によって組織される。

第 4 条 本部は、次の役員を置く。

部 長 1 名

副部長 1 名

書 記 1 名

会 計 1 名

第 5 条 役員は推薦によって決定し、任期は原則 3 月より翌年 2 月まで 1 年間とする。

第 6 条 上記の役員その他、運営が必要と認めた場合他の役員を置く事ができる。

第 7 条 任務及び権限

1 項 部長 副部長

(1) 部長は、部全般の責任を持ち、その運営にあたる。

(2) 部長は副部長と共に、会合を招集する事ができる。

(3) 副部長は常に部長を補佐し、時にその在務を代行する。

2 項 会計

(1) 会計は、本部の簿記・徴収に専念する。

(2) 会計は、年に一度運営に確認を取ったのち、部員に会計報告をする。

第四章 入部

第 8 条 入部は原則として運営にその旨を伝え、認可えたのち規約等の説明を受け、並びに入会金、部費を納入し写真部員として登録する。

第五章 退部

第 9 条 役員である者は、必ず後任を選出したのち、運営の認証をえ引き継ぎを行い再度認証を運営より得た後退部を認める。

第 10 条 部の秩序の乱し、部員としての義務、その他を怠った時は勧告、又は退部させる。

第 11 条 本学学生でなくなった者はただちに除名する。

第 12 条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった

とき。

第六章 O.B 会

第 13 条 本部を卒業した者により OB 会を結成し部の発展に協力する。

O.B 規則は別に定める。

第七章 活動

第 14 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 15 条 本部は第二章、第 2 条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 週例研究会(毎週 1 回以上)

(2) 月例撮影会

(3) 展示会(校内展、校外展)

(4) 定例合宿

(5) 定例集会(毎週 1 回以上)

(6) その他必要な活動

第八章 顧問

第 16 条 中部大学写真部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

第九章 規約の変更

第 17 条 規約の改正には全役員の賛成を必要とする。

附則

本規約は、1967 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。